

平成 30 年 3 月 1 日

第 11 期県民生活審議会 第 5 回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時：平成30年 3 月 1 日（木） 15:00～17:00
- 2 場 所：兵庫県民会館 7 階会議室「亀の間」
- 3 出席者：（委 員） 滝川部会長、足立委員、岡本委員、金谷委員、
鈴木委員、玉田委員、中村委員、山崎委員
（事務局） 山口政策創生部長、橋本県民生活局長
木村消費生活課長
堀口生活科学総合センター長
武田生活科学総合センター相談事業部長
高橋生活科学総合センター所長補佐兼企画研修課長
西谷東播磨県民局地域振興室長補佐兼消費生活課長
池田中播磨消費生活創造センター長
下村但馬消費生活センター長
酒井丹波消費生活センター長
高野淡路消費生活センター長
菅野消費生活課副課長兼消費政策班長
奥見消費生活課主幹
谷口消費生活課主査
田中消費生活課主任

4 議事内容

（1） 不当な取引行為の指定について

- 平成 29 年 4 月～12 月までの事案については、現在の不当な取引行為の類型に該当するため、新たに指定すべき類型はない。

<不当な取引行為の「拒絶後の勧誘」について>

（不当な取引行為の指定（1 勧誘に関する不当な取引行為 ⑩拒絶後の勧誘）に係る「契約を締結する意思がない旨の表示」の解釈の明確化）

- 訪問販売事業者との事前の接触を拒みたいという消費者の意思を県が尊重し、事業者にもそのことをお願いすることが、消費者に対する支援になり、大きな意味合いを持つと考える。

- 事業者の勢いに消費者が負けそうになったときに、訪問販売お断りステッカーを指し示すだけで消費者に加勢ができると思うし、ステッカーの意味合いを改めて周知することで、事業者も貼付する消費者の側もステッカーの存在や有効性を認識すると思う。
- 事例の「何度も執拗に」というのは回数や程度の点で基準が曖昧になってしまうところがあったと思うので、この部分を削除すれば、より解釈が明確化する。
- 訪問販売お断りシール等の貼付は、不当な取引行為の「拒絶後の勧誘」の「契約を締結しない旨の表示」に該当することが明確に分かるよう、不当な取引行為事例集に記載するとともに、事例から「何度も執拗に」を削除する。
- 不当な取引行為については年に1回見直すことになっており、来年度の部会では、消費者契約法の改正をふまえ、不当な取引行為の指定の追加・修正が必要ないかの検討をしていただきたい。

(2) 消費者教育推進計画の改定について（報告）

- 国の消費者行政推進交付金が減少するが、県として相談だけではなく、消費者教育・啓発についてもしっかりと取り組んでいくべき
- 消費者教育の中核拠点として平成30年度、生活科学総合センターの改修整備を行う予定にしており、消費者教育についても力を入れていく
- 消費者教育推進計画は今年度中に改定する。

(3) 新たな消費者行政の展開方策について（報告）

- 消費者安全確保地域協議会の設置を消費者庁は促進しているが、兵庫県内では設置が進んでいない。他府県も同じ傾向なのは理解しているが、国が促進していることもあり、市町に対し積極的に設置を働きかけるべきではないか。
- 高等学校と消費者団体との連携等、地域での啓発活動は行政のパイプが必要になる。相談機能を集約する消費生活センターのある県民局に消費者センターという名前が残り、これからも消費者教育や啓発活動を行政と一緒にでき、有り難い。

- 教育関係団体も構成員に入ってもらうなど、「ひょうご消費生活三者会議」の拡大を検討してはどうか。